

青森県広告掲載基準

第1 趣旨

この基準は、青森県広告掲載要綱（平成 18 年 6 月 5 日付け青経理第 1068 号副知事依命通達。以下「要綱」という。）第 3 条第 3 項に規定する広告の具体的な表示内容等に関して定めるものとする。

第2 表示内容等に関する基準

次のいずれかに該当すると認められる広告は、表示することができないものとする。

- 1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 12 条第 2 項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- 2 責任の所在が不明確なもの
- 3 内容が不明確なもの
- 4 事実と異なる内容を含むもの
- 5 虚偽又は誤認されるおそれのあるもの
- 6 比較広告
- 7 懸賞広告及びクーポン付き広告
- 8 景観及び風致を損なうおそれのあるもの
- 9 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - (1) 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
- 10 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

第3 広告内容の変更等

広告の掲載中において、当該広告の内容又は当該広告に係る業種若しくは事業者が要綱第 3 条に定める広告掲載の範囲に該当しないこととなった場合は、当該広告の内容等の変更を求め、又は当該広告掲載を中止するものとする。